

S T 検索サイトの公開について

1. 平成 21 年 1 月 5 日より、S T マーク検索サイトを日玩協ホームページで公開 (Open) し、一般の使用に供する予定です。
2. S T 検索サイト公開に向け、本年 10 月 1 日より、S T 検査申請項目に当該商品の「問合せ先」を追加し、S T 検査申請企業の皆様に入力をお願いしております。
3. なお、S T 検索サイトに関連して、本年 2 月及び 9 月開催の S T マーク管理者説明会等において、S T マーク付商品のパッケージに表示される会社名は、(S T 検査を申請した企業である必要はないものの) 必ず S T マーク使用許諾契約者 (企業) 名を記載することが必要となる旨の案内をさせて頂いております。

この点に関し、来年から検査機関において確実に点検することと致しますので、宜しくお願いします。

【パッケージへの S T マーク使用許諾契約者 (企業) の表示例】

- OEM 生産のケース (事例は下記のケースに限られるものではありません。)

記載例 1)

製造元：A社 (S T マーク使用許諾契約企業)
販売元：B社 (非 S T マーク使用許諾契約企業)

S T 検索サイトの表示項目

S T 番号	商品名	問合せ先	検査合格日
4912345678904	○○○○○ ○○○○○	A社	2008_10_1

(注意)

S T 検索サイトで表示される「問合せ先」は、S T マーク使用許諾契約者 (企業) 名に限られますので、商品パッケージには、S T マーク使用許諾契約者 (企業) を必ず表示することで、S T 検索サイトと商品パッケージ記載の会社名情報を一致させることとなります。

商品パッケージに非 S T マーク使用許諾契約者 (企業) である B 社のみを表示することはできません。

記載例 2)

製造・販売元：C社（S Tマーク使用許諾契約企業）

実際のS T検査申請は、C社ではなくD社（S Tマーク使用許諾契約者）が行っても良い。

なお、パッケージ表記の会社名にC社しか表示しない場合は、S T検索サイトで表示される「問合せ先」は、（D社としても良いのですが）検索者が混乱しないよう、できるだけC社として下さい。